

国際・国内動向

韓国労働組合運動の現段階

小森 良夫

1996年12月から97年2月にかけて韓国をゆるがした史上空前の政治ゼネストは、同国の労働組合運動が新しい発展段階に到達していることを示すものであった。あらかじめ結論的にいえば、いまや国家独占資本主義への転化をなしとげている韓国独占資本主義の支配体制と四つに組んでたたかうような、労働組合運動の主体形成がすすんでいるということである。以下に今回のゼネストの分析的総括をつうじてこの主題を考察してみたい。

ゼネストの2つの対決点

周知のようにこのゼネストの発端は、96年12月26日早朝、韓国国会で政府与党の新韓国党が、労働法改定案と公安関係法（国家安全企画部法）改定案の抜き打ち単独採決を強行したことに抗議し、その撤回を要求して展開されたものである。

労働法改定をめぐる最大の対決点は2つあった。1つは労働側の要求する労働基本権の確立であり、もう1つは、財界側が要求する「労働市場の柔軟性向上」条項の導入である。

金泳三大統領は、「経済先進国」の仲間入りのステップである96年10月のOECD加盟正式承認を前にして、事実上の加盟条件とされていた労働関係法改定を同年4月の総選挙でも公約し、選挙直後から大統領諮問機関として労・使・公益三者構成の労使関係法改革委員会を発足させて労働法改定作業をすすめた。金泳三政権のねらいは、労働基本権確立という労働側の要求をある程度受け入れるかわりに、財界側の要求も同時に盛り込むことにあった。

もともと韓国では、長く続いた軍事独裁政権時代に、労働者の団結権、ストライキ権など労働基本権はきびしく抑圧され、政府公認労組以外の自主的・

民主的な労働組合運動は苛酷な弾圧の対象とされてきた。87年の民政移行後もこの抑圧体制は基本的に維持され、労働法制上でも、複数労組の禁止、公務員・教員の団結権否認、第三者介入禁止、冷却期間によるスト権行使の規制、公務員・防衛産業労働者の争議行為禁止、公益企業争議の職権仲裁、労働長官の緊急調整決定権、労組の政治活動禁止など、労働側が「毒素条項」と呼ぶ、労働基本権に対するきびしい制約が課せられてきた。そのため労働基本権の確立は、韓国の労働者と労働組合運動のもっとも中心的な要求課題の一つとなってきたし、それは韓国の「民主化」の前進のための国民的課題でもあった。

これに対して、財界側の最大の要求は、「労働市場柔軟化」戦略の法制化であり、具体的には、企業が労働者を解雇する場合の規制を緩和する整理解雇制の新設、長時間労働を可能にする変形労働時間制（月単位で週当たり56時間まで認める）の新設、派遣労働制の導入などである。この要求の背景には、OECD加盟にともなう資本の自由化をはじめ、グローバル化した大競争時代に対応していくためのリストラ「合理化」促進という生き残り戦略がある。

労使関係法改革委員会では労使の主張が激しく対立したまま結論を出せず、法案づくりは政府の手に移った。12月10日に国会へ提出された政府法案は、「複数労組禁止」条項については上部団体に限って複数化を即時認めるが、単位労組の複数化承認は5年の猶予期間を設けるとし、「第三者介入禁止」の条件付き撤廃、労組の政治活動禁止の緩和などが盛りこまれたものの、労働側の要求に比べてきわめて不十分な内容であった。その一方で、「緊迫した経営上の必要」があれば解雇できるとした整理解雇制の新

国際・国内動向

設、週56時間までの延長を認める変形労働時間制の導入などの「労働市場の柔軟性向上」条項や、ストライキ中の代替労働（スト破り）の許容など、財界の要求が大幅に取り入れられた。そして、野党側の“審議阻止”を口実に12月26日、政府与党の抜き打ち単独採決が強行されたのであるが、この採決法案では、複数労組の合法化を上部団体についても3年後に先延ばしするなどの改悪が持ちこまれていた。また、この抜き打ち採決では、韓国中央情報部（KCIA）の後継組織である国家安全企画部（安企部）の権限を拡大するという、人権抑圧につながる「安企部法」改定案も同時に採決された。

「議会クーデター」とマスコミにも指弾されたこの暴挙が、労働者、国民の怒りを激発し、「大韓民国建国以来初めての政治スト」が空前の規模で展開されていったのである。この一大政治ゼネストの諸特徴をみてみよう。

史上最大のストを成功させた両労総の共闘

このたたかひの中心となったのは、韓国の2つの労組ナショナルセンター、全国民主労働組合総連盟（民主労総、約900単組、50万人）と韓国労働組合総連盟（韓国労総、19産別、115万人）であり、両者が初の共闘を組んでゼネストをたたかった。

このゼネストの規模をみると、労組側の発表によれば、ゼネストが開始された96年12月26日から97年1月16日までの期間（ゼネスト第1波～第3波）にストに参加した延べ人員数は、民主労総系335万802名、韓国労総系113万9206名で、合計449万名にのぼった（その後も民主労総系労組がストをたたかっている、実際はこの数字をさらに上回る）。韓国での過去最高のスト参加人員の記録は、あの6・29民主化宣言を契機に高揚した87年のストライキ闘争の参加人員数93万4900人という数字である。今回のゼネスト参加人員は実にその5倍を超えたのであり、まさに韓国史上空前の大ゼネストであった。ちなみに、政府労働部の発表数字では民主労総系のスト参加者125万608名、韓国労総系13万882名、合計139万1490名とされているが、この控え目な発表数字でも87年を大きく上回っている。

このように広範な労働者の参加による真に大衆的

なゼネストの発展を可能にしたのは、二大労組ナショナルセンターの初の共闘の実現であった。そしてこの共闘のイニシアチブをとったのは民主労総であった。

まず96年11月29日に民主労総が韓国労総に労働悪法阻止の共闘を提起し、さらに政府案の発表（12月3日）直後の12月6日にも改悪案阻止の共闘を再度よびかけた。これにたいし、当初は共闘に慎重であった韓国労総も、12月11日に至り朴仁相委員長が連帯闘争（共闘）の受け入れを表明した。これまで対立関係にあった2つのナショナルセンターの共闘が初めて実現したのである。

全国レベルでの共闘態勢の確立は、職場組合員、とくに韓国労総系の組合員を統一と団結の力に目覚めさせ、その闘争エネルギーを大きくひきだしていった。12月26日早朝の抜き打ち採決直後、民主労総系の労組が同日午後から無期限ストに突入したのに続いて、韓国労総は27日午後1時まで28日午前0時までの時限付ゼネストに入ったが、同労総創立以来初めての政治ゼネストに立ち上がった下部組合員から戦術強化を求める突き上げにあい、当初の時限付ストから無期限ストに方針を変えるという一幕もあった。年明けのゼネスト第2波からは、「ネクタイ部隊」と称されるホワイトカラー労働者もゼネストの戦列に加わった。科学技術労組、事務専門労連、放送労組、病院労組などである。

1月14日には韓国労総の朴仁相委員長と民主労総の権永吉委員長が会談し、①強行採決された労働法、安企部法の撤回と再改正要求、②前項達成までの闘争継続、③年末の大統領選挙での与党候補の追い落とし、④全国労働者共同集会の開催、⑤ストによる国民の不便への配慮、の5点を確認した。年末の大統領選挙戦までも展望した、両労総の持続的な共闘の方針が確認されたのである。1月26日には、この方針にそって、両労総の共催による20万人の大集会がソウルで開催された。

世論の支持の広がりと国民的戦線の形成

ゼネストに対する国民的支持も、予想を超えて急速に広がった。強行採決前の世論調査では20%台であった労組ストへの支持率が、ゼネスト開始直後の

「ハンギョレ」新聞による世論調査ではスト支持が75%に達するなど、各種世論調査は7割におよぶ国民がストを支持していることを示した。

ゼネストに対する国民各層・各界の連帯と共同が広がった。強行採決の直後から、韓国カトリックの総本山である明洞聖堂をはじめキリスト教の各教会で政府を批判する「時局祈禱会」が次々と開かれた。年明けにはカトリック・ソウル大教区が労働法再改定を政府に求める声明を発表した。大学教授、著名文化人、弁護士など各界の人士が政府批判の「時局声明」を相次いで発表した。1月8日には全国36大学の法学教授62名が、「強行採決された労働法は無効」であり、「勤務条件の悪化を防ぐための団体行動権行使は憲法と国際労働慣例にてらし正当な権利行使である」との共同声明を発表してゼネストに連帯した。

ゼネストの中で、民主労総、韓国労総をふくむ45の労働団体、市民団体、宗教団体、社会団体などが参加する「労働法・安企部法改悪撤回と民主守護のための汎国民対策委員会」がつくられた。民主主義擁護の国民的戦線が構築されていったのである。

今回のゼネストに対する国民的支持と連帯が何故このように広がったのか？それは、韓国の労働者階級とその組織された部隊である労働組合が、国の民主主義擁護のもっとも先進的な闘士として国民の前に立ち現われたからであろう。労働者階級の国民的指導性が発揮されたのである。

国民的支持の広がりや国民的共同の追求の中で、ストライキ戦術の行使についても、国民との提携を重視するという新しい前進がみられた。たとえば、12月26日から開始した第1段階の無期限ゼネストを30日で打ち切り、年末年始連休の間は中止するとか、1月14日からの第3段階のゼネストの中で、地下鉄、病院など公共部門については時限付ストに転換するなどの措置がとられた。前述したように、1月14日の両労総の委員長会談では、共闘の基本原則の一つとして、「ストによる国民の不便への配慮」を払うことが確認された。

民主労総を中心に効果的な国際連帯活動が組織されたことも今回の闘争の特徴であった。民主労総の要請にこたえ、1月8日には国際自由労連からILO

に対して、「韓国の新労働関係法はILO規約に違反する」と指摘した告訴状が送られ、ILO事務総長は金泳三大統領に書簡を送って、労働関係法改定強行に抗議し、スト中の労組にたいする政府の対応に憂慮を表明した。OECDも労組諮問委員会の要求を受けて、韓国の労使代表からの意見聴取などの調査をおこない、1月23日OECD事務総長が、「結社の自由及び団体交渉権に関する条項では依然として国際基準に合致しないところが残っている」との声明を発表した。韓国政府は国際的にも孤立に追いこまれていったのである。

国家独占資本主義と対決する運動への成長

韓国労働者の大ゼネストとこれを支持する国民的世論の圧力に押され、国際的にも孤立化をおそれた韓国政府は、いったん採択した労働法の国会再審議という異例の決断を余儀なくされた。1月21日に再審議で与野党が一致、2月16日臨時国会で再審議を開始し、3月10日に与野党合意の再改定法案が国会で可決された。この新労働法では、上部団体の複数労組を即時許容、整理解雇制の実施を立法後二年間留保するなど、若干の手直しはなされているが、基本的には「抜き打ち採決労働法の毒素条項をそのまま残したものと」民主労総はきびしく批判している。民主労総をはじめ労働側は「新労働法の毒素条項の無力化および労働悪法の完全撤廃のため」に強力な闘争を展開し、大統領選挙では国民に背信した政党を厳しく審判するとして、ひきつづき対決姿勢を強めている（3月11日の民主労総記者会見文）。

さて、以上のような総括的検討をつうじて指摘できる今回の闘争のもっとも重要な特徴は、労働者・国民の権利抑圧機構の再編成と労働市場柔軟化戦略の法制化という、政府・財界が一体となって加えてきた攻撃と正面から対決して、波動的な政治ゼネストを頂点とした3ヶ月にわたる全国的な統一闘争を指導し調整する意志と能力を持った組織的中心—民主労総という自主的民主的ナショナルセンターが存在していた、ということであろう。そしてそのことは、いまや国家独占資本主義の段階に達した韓国における階級闘争の、法則的な発展を示すものであったといえる。

国際・国内動向

韓国では、“開発独裁”とよばれた軍事独裁体制のもとで、政府主導型の急速な経済開発と資本の強蓄積がすすめられるなかで、三星、現代、韓進、鮮京、大宇実業などの大企業が出現し、これらはやがて巨大な財閥へと成長していった。今日これらの財閥系大企業への生産と資本の集中度はきわめて高く、たとえば1993年の時点で、30大財閥グループ（資産総額での上位30大企業集団）の売上額合計が同年GNPの80.4%に相当し、その中で売上額の66.3%、経常利益の81.2%が、三星、現代、ラッキーマスター、大宇、鮮京の5大財閥に集中している。（金俊行「韓国経済の現状と課題」、『経済』1996年6月号）。そしてこれら巨大財閥と、すぐれて強権的な“開発独裁”国家との強力な結合による国家独占資本主義の支配体制が形成され、労働者と勤労人民にたいする搾取強化と抑圧の道具とされてきた。

韓国の労働者階級は、このような国家独占資本主義の体制のもとで、独占資本とその政府という組織された強大な勢力に立ち向かい、労働者の経済的・

政治的諸要求の実現のための諸闘争を全国的・全産業的に統一し調整する機能と役割を身につけた労働組合ナショナルセンターの存在を必要としていたのである。軍事独裁政権と独占資本に庇護育成されてきた協調主義的な韓国労総では、そのような機能と役割を果たすことはできなかった。韓国の労働者階級は、95年11月に、資本からも政権からも独立した自主的・民主的な労組運動の結集体である民主労総を誕生させることによって初めて、そうした本来の機能と役割を身につけたナショナルセンターをみずからの手に握ったのである。そして民主労総は、今回のゼネストを主導することによって、こうした存在意義にふさわしいナショナルセンターであることを実際に立証したのであった。そのことはまた、いまや韓国の労働組合運動が、国家独占資本主義の支配体制と正面から対決して労働者と国民の利益擁護のためにたたかう運動へと成長しつつあることを示すものといえよう。

（会員、国際労働運動研究者）

イギリスのホームレス問題

中山 徹
嵯峨嘉子

近年、いわゆる「野宿者」、また「路上生活者」が大都市部で増加してきており、マスコミでも大きく取り上げられるようになってきている。「怠け者」「好きでしている」などの一般的な、皮相な見方がまだまだ根深い中で、目に見える明確な「貧困」問題として捉えることが重要であることはいままでもない。だが、その複雑な形成過程、その生活状態などの解明や今後の施策のあり方の検討などは始まったばかりといった感がある。

東京、大阪、名古屋など各地で、「野宿者」の実態解明やこれらに対する施策のあり方の検討、さらに現行法のあり方が問われている社会保障裁判などがみられ始めている。東京都における「新たな都市

問題と対応の方向—『路上生活』をめぐる—」や名古屋における「林訴訟」、大阪における昨年、最大の日雇労働市場である「あいりん地域」=いわゆる釜ヶ崎の日雇労働者と「野宿者」に関する調査などがそれである。

欧米で用いられている「ホームレス」概念は、劣悪な住宅等に居住している人々をも含む広い概念であり、「野宿」をしている人々はその一部にしかすぎない。すでにこれらの人々の労働と生活の状態をも含む概念、実態概念として「不安定就業階層」概念があるが、「野宿者」あるいは「路上生活者」といった捉え方をどう考えるか、欧米での研究を含め理論的、実態論的な検討が求められている段階にあると